平成30年11月20日

ひろせＮＥＷＳ

ひろせ税理士法人
TEL　075-801-6331　Mail　info@hiroses.co.jp

事業承継のための生命保険活用

中堅・中小企業の経営者は　”生涯現役”⇒　しかし避けたい「老老承継」

次の経営者を育てるのは時間がかかる
譲る方も継ぐ方も早くから承継を意識する必要がある

最大のリスクは突然の経営トップの突然のリタイア

事業承継のための生命保険活用として

1．親族間の調整（相続人間の不公平感）
　・代償分割資金としての生命保険金
　・合意を得るために、民法特例の適用や遺留分の事前放棄

2．資金繰りの問題（事業が安定するまでの時間をかせぐ）
　・死亡保険金の年金支払
　・決算対策の生命保険も　"万一の時"の生命保険？

3．金庫株買取資金としての生命保険

4．借入金 保証債務対策として
　・最終手段としては、相続放棄も考えられるが･･･
　　相続を放棄しても生命保険は受け取れる

5．先代経営者のリタイア後の生活
　・退職慰労金の資金準備
　・老後の医療保障の確保

6．自社株評価の引き下げ
　・損金タイプの生命保険

入口（保険料支払時）だけでなく、出口（保険金支払時）も考えていかなければならない

文責　総務システム部　ｱｼｽﾀﾝﾄﾏﾈｰｼﾞｬｰ　青谷匡美